

第4章 安心できる健やかな環境を守る

安心して暮らすことができる健やかな環境を守るため、良好な大気、水、土壌環境を保全し、化学物質による汚染を防止します。

第1節 良好な大気環境の確保

◎ 現況と課題

大気汚染は、燃料や廃棄物を燃やすことなどによって生じ、健康被害や農作物の生育障害などを引き起こします。

その汚染物質の排出源は、工場・事業場などの固定発生源と自動車や船舶などの移動発生源に分けられます。

本県では、昭和30年代以降、東京湾臨海部への工場の集中立地にもなって大気汚染が進み、硫酸化物などによる農作物被害や光化学スモッグによる健康被害が発生し社会問題となりました。

このため、県では、法・条例による規制や主要工場との公害防止協定（環境保全協定）の締結など汚染物質の排出削減に向けた取組を強力に展開し、その結果、固定発生源による大気汚染はかなり改善されました。

しかし、その一方で、移動発生源である自動車の交通量増加にともない、排気ガスに起因する大気汚染が、特に都市部において大きな問題となってきました。

自動車は私たちの日常生活や産業活動にとって便利で不可欠なものですが、さまざまな汚染物質を排出し、特にディーゼル車から排出される粒子状物質は人への健康影響が懸念されます。

県では、法による自動車排出ガスの単体規制に加えて、「自動車環境対策に係る基本方針」を策定し、低公害車の普及促進、交通流対策などの取組を関係機関と協働して進めています。

また、ディーゼル車に対しては、15年から近隣都県と歩調をあわせ条例による運行規制を実施しています。

こうした対策の実施により、本県の大気環境は改善されつつあり、環境基準の達成率は向上しています。

しかしながら、未だ光化学スモッグ注意報の発令日数が多いことや、本県が独自の環境目標として設定した「二酸化窒素に係る県環境目標値」の達成率が低いといった課題も残されています。

新たな課題である微小粒子状物質（PM2.5）については、21年9月に環境基準が設定されましたが、県内の環境基準達成率は低い状況にあります。

これらの課題に対して、今後も大気環境を監視するとともに、汚染物質の排出削減を引き続き進めていく必要があります。

さらに、健康影響が問題となっているアスベスト（石綿）については、県内におけるアスベスト製品の製造事業所は全て廃止されていますが、建材としてアスベストを使用した建築物の解体が今後増加していくことが見込まれており、飛散防止対策の徹底を図る必要があります。

◎ 目指す環境の姿

大気環境にやさしいライフスタイルが定着し、きれいな空気に包まれて、日常生活が営まれています。

◎ みんなの行動指針

| | |
|---------------------------|---|
| <p>県民 (家庭)</p> | <p>○環境に配慮して車を使用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関や自転車の利用により、マイカーの使用を抑えます。 ・自動車を運転するときは、アイドリングストップの励行や急発進・急加速をしないなど、エコドライブを実践します。 <p>○低公害車や低燃費車の導入に努めます。</p> |
| <p>市民活動団体</p> | <p>○県民に対し、エコドライブの実践を呼びかけます。</p> |
| <p>事業者</p> | <p>○「大気汚染防止法」等の定める基準を遵守し、大気汚染物質の排出をできる限り削減します。</p> <p>○光化学スモッグの原因物質の一つである揮発性有機化合物の排出削減に自主的に取り組みます。</p> <p>○「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例（ディーゼル条例）」による運行規制や燃料規制を遵守します。</p> <p>○自動車の使用をできるだけ控えるとともに、エコドライブを実践します。</p> <p>○天然ガス自動車、電気自動車等の低公害車や低燃費車の導入に努めます。</p> <p>○モーダルシフトや共同輸配送など、環境に配慮した物流の実現に努めます。</p> |
| <p>市町村・県 (共通するもの)</p> | <p>○「環境保全協定」に基づく汚染物質の排出削減対策の徹底を指導します。</p> <p>○大気汚染の状況を的確に把握するため、大気環境測定局（一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局）により、常時監視を行います。</p> <p>○天然ガス自動車、電気自動車等の低公害車や低燃費車を率先導入します。</p> |
| <p>市町村</p> | <p>○光化学スモッグ注意報発令等の緊急時には、住民、学校等へ周知を図るなど、健康被害の防止に努めます。また、PM2.5が高濃度になるおそれがある日には、光化学スモッグ注意報発令時に準じて、関係機関に連絡するとともに、住民に注意を呼びかけます。</p> <p>○住民に対し、エコドライブの実践を呼びかけます。</p> |

| | |
|----------|--|
| <p>県</p> | <p>○事業者に対し、大気汚染物質の排出抑制など、環境保全のために必要な対策を講じるよう指導します。</p> <p>○自動車から排出される窒素酸化物、粒子状物質の削減を進めます。</p> <p>○自動車使用に伴う環境負荷を低減するため、ディーゼル自動車の排出ガス対策や低公害車の普及拡大、温室効果ガスの抑制対策、交通流の円滑化などに取り組みます。</p> <p>○インターネット、テレホンサービス等により、県内の大気汚染状況について情報提供を行います。</p> <p>インターネットによる情報提供 千葉県最新大気環境情報（「大気保全課ホームページ」： http://air.taiki.pref.chiba.lg.jp/） PM2.5の測定結果（「大気保全課ホームページ」： http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/joukyou/pm25.html） 光化学オキシダント情報の電話サービス 043-223-3853,043-223-0551</p> <p>○光化学スモッグの発生により人の健康や生活環境に被害が生じるおそれのある場合は注意報等を発令し、被害の防止に努めます。また、PM2.5が高濃度になるおそれがある日には、注意喚起の広報を行い、広く県民に注意を呼びかけます。</p> |
|----------|--|

◎ 県の施策展開

1. 工場・事業場等に対する対策の徹底【大気保全課】

(1) 法・条例による規制

- ・「大気汚染防止法」及び「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」（いわゆる上乗せ条例）に基づき、ばい煙発生施設等に対して、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等の排出基準の遵守を、立入検査などを通じて徹底します。
- ・一般粉じん発生施設（堆積場、コンベア等）については飛散防止のための構造基準等の遵守を、特定粉じん排出等作業（吹付けアスベスト等を使用した建築物及び工作物の解体・改造等の作業）については作業基準の遵守を、立入検査などを通じて徹底します。
- ・光化学スモッグ注意報発令日数を低減させるため、原因物質の一つである揮発性有機化合物については、大気汚染防止法の改正を契機に、19年10月に本県独自の条例を制定しました。この条例に基づき、化学物質対策とも連携を図りながら、取組の計画及び実績の報告を義務付け事業者の自主的取組を促進するなど、排出削減を進めます。

(2) 指導

- ・「環境保全協定」により、法・上乗せ条例よりも厳しい硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんの排出削減や粉じん対策の実施等を指導します。また、工場が生産施設等を新設、増設、変更する場合は、地元市も含めてその計画内容を事前に協議し、

必要な指導を行います。

- ・窒素酸化物対策として、指導要綱等により一定規模以上の工場・事業場や発電ボイラー等に対し、排出抑制を指導します。
- ・工場立地等の各種開発行為について、事前に審査し、環境保全のための必要な対策を講じるよう指導します。

2. 自動車排出ガス対策の推進【大気保全課・県土整備部関係各課・警察本部】

- ・「第2期千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」により、自動車の交通が集中する県北西部の16市において、自動車から排出される窒素酸化物、粒子状物質を削減します。
- ・「千葉県自動車環境対策に係る基本方針」により、自動車使用に伴う環境負荷を低減するための取組を総合的に推進します。特に「ディーゼル自動車の排出ガス対策」、「低公害車の普及拡大」、「温室効果ガスの排出抑制対策」に重点的に取り組みます。
- ・「ディーゼル条例」に基づき独自に設定した排出基準を満たさないディーゼル自動車の運行規制や燃料規制を実施し、排出される粒子状物質の早期低減を図ります。また、条例の遵守状況を確認するため、事業所への立入検査や路上検査等を実施し、改善指導を行います。
- ・天然ガス自動車、電気自動車等の低公害車や低燃費車を普及促進するため、県公用車に率先導入するとともに、民間事業者における導入を支援します。また、アイドリングストップ装置などエコドライブ支援装置の導入を促進します。
- ・「千葉県環境保全条例」により一定規模以上の事業者には義務付けられている「自動車環境管理計画書」の作成・提出を通じて、アイドリングストップの励行や低公害車の導入などを進めます。また、首都圏の九都県市とも連携し、県民に対するエコドライブの周知徹底を図ります。
- ・公共交通機関の利用を促進することにより自動車交通量の抑制を図ります。また、体系的な道路網の整備や交通管制システムの高度化などにより、交通流の円滑化を推進し、自動車の使用時間の短縮を図ります。

3. 大気環境等の監視【大気保全課】

- ・県内の大気汚染状況を的確に把握するため、大気環境測定局により常時監視を行います。監視に当たっては、環境監視テレメータシステムにより、大気環境データを毎時収集し、緊急時における迅速な対応を図ります。
- ・発生源監視テレメータシステム[★]により、主要工場の大気汚染物質の排出データを毎時収集し、環境保全協定等の遵守状況を確認します。
★これにより県内の工場・事業場から排出される硫黄酸化物と窒素酸化物のおおむね8割が把握できます。

4. 大気汚染緊急時の実施【大気保全課】

- ・光化学スモッグの発生により、人の健康や生活環境に被害が生じるおそれのある場合は、光化学スモッグ注意報等を発令するとともに、緊急時の措置★を講じ、健康被害の防止に努めます。また、光化学オキシダント濃度が一定レベルに達した場合には、必要な情報を関係市町村へ提供することにより、小、中学校での光化学スモッグ被害の集団発生を未然に防止します。

★緊急時の措置

- ①関係市町村、教育委員会、報道機関等に通報するほか、広報車やテレビ等の広報媒体により、県民へ緊急時の周知を図ります。
- ②インターネット、テレホンサービス等により、県民へ光化学スモッグ情報を提供します。
- ③発生源監視テレメータシステムや同時通報システム(ファクシミリ)により、緊急時協力工場等に対し、燃料使用量、ばい煙排出量の削減要請、勧告等を行います。
- ④自動車の使用者若しくは運転者に対し、運行の自主規制についての協力要請等を行います。

5. PM2.5 に対する取組【大気保全課】

- ・PM2.5 の環境基準が設定されたことを受け、PM2.5 の常時監視を行うとともに、測定機器を計画的に整備し、監視体制の充実を図ります。
- ・当日早朝から午前にかけての PM2.5 濃度から、高濃度になるおそれがあると判断される日は、県ホームページでの情報提供、市町村等を通じた広報、メール配信により、住民に注意を呼びかけます。
- ・PM2.5 濃度の低減には、これまで行ってきた工場や自動車などに対する粒子状物質対策が有効とされていますが、その発生メカニズムは十分解明されていません。
このため、PM2.5 の成分分析や発生源の推定などの調査を実施し、国等の関係機関と連携しながら効果的な対策を検討します。

6. 大気環境にやさしいライフスタイルへ向けた啓発等【大気保全課】

- ・大気汚染の発生しやすい冬期を重点として、工場・事業場からの排出抑制対策と併せて、自動車の使用抑制等を働きかけます。また、県民一人一人が環境に配慮した車の使用や日常生活での省エネルギーの徹底など、大気環境にやさしいライフスタイルに変えていくことを呼びかけます。

◎ 関連する個別計画

- 「第2期千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」
(25年3月策定)

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づき、野田市～市原市の県北西部16市を対象区域とし、32年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準を確保することを目標としています。

- 「千葉県自動車環境対策に係る基本方針」(24年3月策定)

これまでの「千葉県自動車交通公害防止計画」に代わり、「自動車公害対策」から「自動車環境対策」へと視点を広げ、自動車の使用に伴って排出される大気汚染物質や騒音の低減のため、関係機関が協働して取組を進める方向性を定めています。

◎ 計画の進捗を表す指標

| 項目名 | 現況 (基準年度) | 目標 (目標年度) |
|---|---------------------|----------------------|
| 光化学スモッグ注意報の年間発令日数 | 20日 (14～18年度の平均) | 注意報発令日数の半減 (30年度) |
| 浮遊粒子状物質の環境基準達成率 (一般局・自排局の合計) | 94.4% (18年度) | 100%達成 (毎年度) |
| 二酸化窒素の環境基準達成率 (一般局・自排局の合計) | 98.6% (18年度) | |
| 二酸化硫黄、一酸化炭素の環境基準達成率 (一般局・自排局の合計) | 100% (18年度) | |
| 二酸化窒素の県環境目標値達成率 (一般局・自排局の合計) | 69.4% (18年度) | 概ね達成します (30年度) |
| 低公害車の普及台数 (排出ガス規制かつ燃費基準に適合した自動車)★ | 約25万台 (24年度) | 約77万台 (30年度) |
| エコドライブ実践事業者の割合 (県内の事業所で使用している自動車の合計が30台以上の事業者) | 61% (18年度) | 100% (毎年度) |

★低公害車の普及台数は、国の集計方法に基づいて集計していますが、24年度から国の集計の対象となる低公害車は、より低燃費かつ低排出ガスのものにされています。

第2節 騒音・振動・悪臭の防止

◎ 現況と課題

騒音・振動・悪臭は直接人間の感覚を刺激して影響を与えるため、感覚公害とよばれており、県や市町村に寄せられる公害苦情件数のうち、これらによるものが大きな割合を占めています。

感覚公害については人によって感じ方やその影響が大きく異なるという難しさがありますが、寄せられる様々な苦情に対し円滑な対応ができるよう、県と市町村の間で情報交換を行うなど、緊密な連携を図ることが重要です。

(騒音・振動)

騒音に関する苦情をその発生源別に見ると、航空機の騒音や工事・建設作業に伴うものが大きな比率を占めていますが、工場や飲食店等の事業場からの騒音、一般家庭からの生活騒音など、苦情の原因は多岐にわたります。

また、自動車交通に起因する騒音が幹線道路周辺において終日発生しており、環境基準達成状況も十分ではありません。自動車単体に対する騒音規制の強化をはじめ、自動車環境対策を進める必要があります。

振動は、主に機械施設の稼働や自動車の運行等によって発生し、振動が大きい場合には、人の健康に対する影響や、壁のひび割れなどの物的被害を生じることもあります。

振動に関する苦情をその発生源別にみると、工事・建設作業等に起因するものが多くなっています。

(航空機騒音)

航空機騒音は、音のレベルが高いことから、空港周辺の広い地域で問題を引き起こします。本県では、成田空港、海上自衛隊下総飛行場、陸上自衛隊木更津飛行場の周辺地域や羽田空港の飛行コース下に当たる地域が影響を受けています。

県及び関係市町では、それぞれの地域について騒音調査を実施していますが、成田空港及び下総飛行場周辺の一部地域で環境基準が達成されていません。

このため、国等に対して騒音低減化対策、空港周辺対策の推進や環境基準の早期達成を要請してきました。

また、成田空港、下総飛行場、木更津飛行場の周辺地域においては、関係法令に基づき住宅の防音対策等が講じられています。

成田空港及び羽田空港については、滑走路の延伸や再拡張工事の完成に伴い、発着回数が増加しているほか、特に羽田空港については、離着陸ルートの変更により、騒音の影響範囲に大きな変化が生じたことから、県民から多くの意見や苦情が寄せられています。

このため、関係機関と連携して実態の把握や監視体制の整備に努めるとともに、国等に対し必要な対策の実施を求めていく必要があります。

(悪臭の防止)

悪臭は、発生源が比較的身近にあることが多い公害です。

悪臭防止法が制定された当時(昭和46年)は、畜産農業や化学工場など比較的原因物質が特定しやすい業種からの苦情がほとんどでしたが、その後飲食店などのサービス業が増加するに伴い、複合臭による苦情が増加してきました。

このような複合臭に起因する悪臭については、従来から行われていた特定の物質濃度による規制方式では、住民の感覚に沿った対応が困難な事例が多く見られます。

このため、人の嗅覚を用いて複合臭を測定する規制方式の導入など、より住民の感覚にあった効果的な悪臭問題への対応を進める必要があります。

◎ 目指す環境の姿

騒音・振動や悪臭が気にならない、静かで安らかな日常生活が守られています。

◎ みんなの行動指針

| | |
|-------------------|--|
| 県民 (家庭) | <ul style="list-style-type: none">○家庭からのエアコン、ピアノ、ペットの鳴き声などの音が、近隣への騒音とならないよう配慮します。○自動車を運転するときは、急発進・急加速をしないなど、エコドライブを実践します。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none">○「騒音規制法」等の規制基準を遵守し、騒音、振動、悪臭の発生をできる限り防止します。○建設作業等の実施に当たっては、工法の改良や使用機械の低騒音化により、騒音・振動が低減されるよう努めます。○自動車を運転するときは、急発進・急加速をしないなど、エコドライブを実践します。○畜産農業に起因する悪臭を防止するため、家畜排せつ物は適正に処理します。 |
| 市町村・県 (共通するもの) | <ul style="list-style-type: none">○航空機騒音について測定等を行い、環境基準の達成状況を把握します。 |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none">○工場・事業場や建設作業から発生する騒音・振動・悪臭について調査測定を行い、事業者を指導します。○市は、騒音・振動・悪臭について、法令に基づく地域指定や規制基準の設定を行います。(町村の区域内では、県が行います。)○市は、幹線道路などで自動車騒音の常時監視を行い、結果を公表します(町村の区域内では、県が行います)。 |

| | |
|---|---|
| | <p>○自動車交通騒音を測定し、必要に応じ県公安委員会に対し措置を執ることを要請します。</p> <p>○人の嗅覚を用いて測定をする規制方式（臭気指数規制）の導入に努めます。</p> <p>○必要に応じて市町村独自の環境保全条例（公害防止条例）により、法規制対象とならない工場・事業場や建設作業、悪臭物質について規制を行います。</p> <p>○住民に対し、エアコン、ピアノ、ペットの鳴き声など、近隣への騒音に配慮するよう、呼びかけます。</p> |
| 県 | <p>○騒音・振動・悪臭について、法令に基づく地域指定や規制基準の設定を行います。（市の区域内では、市が行います。）</p> <p>○町村の区域内において、幹線道路などで自動車騒音の常時監視を行い、結果を公表します（市の区域内では、市が行います）。</p> <p>○幹線道路における騒音対策を進めます。</p> <p>○航空機騒音の測定結果に基づき、国等に対して、必要な要請を行います。</p> <p>○市町村に対する技術指導を行います。</p> |

◎ 県の施策展開

1. 騒音・振動の防止

【大気保全課・環境研究センター・県土整備部関係各課・警察本部】

- ・町村の区域内において、「騒音規制法」、「振動規制法」に基づき、住民の生活環境を保全すべき地域を指定するとともに、工場・事業場について規制基準を定めます。
- ・環境保全協定や工場立地等各種開発行為の事前審査を通じて、事業者に対し、騒音、振動対策など必要な措置を講じるよう指導します。
- ・自動車の使用に伴う環境負荷の低減のための取組の方向性を示した「千葉県自動車環境対策に係る基本方針」に基づいた対策を推進します。
- ・町村の区域内において、自動車交通騒音の常時監視を行い、環境基準の達成状況を把握します。
- ・市町村が行う騒音、振動規制について、職員向け講習会を開催するなど、技術指導を行います。

2. 航空機騒音の防止【大気保全課・空港地域振興課】

(1) 監視体制の強化

- ・成田空港の航空機騒音については、14年の暫定滑走路供用にあわせて、監視体制を再整備したところですが、引き続き連続測定を行い、環境基準の達成状況を把握します。また、空港容量の段階的拡大や、離着陸制限時間の弾力的運用開始などの状況に応じ、成田国際空港株式会社、成田空港周辺市町など関係機関と連携して、監視体制を整備していきます。
- ・羽田空港の航空機騒音については、引き続き連続測定を行い、環境基準の達成状況を把握します。また、再拡張に伴う発着枠の拡大や飛行ルートの変更に対応するため、騒音の実態調査を行っていきます。
- ・下総飛行場の航空機騒音については、連続測定と実態調査を行い、環境基準の達成状況を把握します。

(2) 対策の強化

- ・航空機騒音に係る環境基準について、睡眠影響や日常生活への影響など、住民の体感に即した適正な基準値を設定するよう国に要望していきます。
また、航空機の低騒音化対策など、国等に対して環境基準の早期達成を要請していきます。
- ・関係市町が住宅防音工事等の助成を行った場合、経費の一部を補助するなど対策を支援します。

3. 悪臭の防止【大気保全課・畜産課・環境研究センター】

- ・町村の区域内において、「悪臭防止法」に基づき、住民の生活環境を保全すべき地域を指定するとともに、工場・事業場から発生する悪臭物質の濃度等について規制基準を定めます。
- ・人の嗅覚を用いて測定する規制方式（臭気指数規制）について、市町村への導入を促進し、より住民感覚にあった対応を図ります。
- ・環境保全協定や工場立地等各種開発行為の事前審査を通じて、事業者に対し、悪臭防止対策など必要な措置を講じるよう指導します。
- ・畜産農業に起因する悪臭を防止するため、共同利用の家畜排せつ物処理施設等に対し補助事業を実施するとともに、現地指導、講習会等により、家畜排せつ物の適正処理指導を行います。
- ・市町村が行う悪臭規制について、職員向け講習会を開催するなど、技術指導を行います。

◎ 関連する個別計画

○ 「千葉県自動車環境対策に係る基本方針」(24年3月策定)

これまでの「千葉県自動車交通公害防止計画」に代わり、「自動車公害対策」から「自動車環境対策」へと視点を広げ、自動車の使用に伴って排出される大気汚染物質や騒音の低減のため、関係機関が協働して取組を進める方向性を定めています。

◎ 計画の進捗を表す指標

| 項目名 | 現況 (基準年度) | 目標 (目標年度) |
|---------------|---|---------------------|
| 自動車騒音の環境基準達成率 | 82% (18年度) | 概ね達成します (毎年度) |
| 航空機騒音の環境基準達成率 | 成田空港周辺 51% 羽田空港周辺 100% 下総飛行場周辺 82% 木更津飛行場周辺 100% (18年度) | 達成率を向上させます (毎年度) |
| 騒音・振動・悪臭の苦情件数 | 1,502件 (18年度) | 減少させます (毎年度) |

第3節 良好な水環境の保全

◎ 現況と課題

地球上の水の約97%は海水であり、残る淡水のうちで人間が比較的容易に生活用水に利用できる河川・湖沼水と地下水は、わずか0.8%に過ぎません。

水は、蒸発し、雲となり雪や雨となって地上に降り、川や湖沼または、地下水となって海に流れ込むという大きな循環を繰り返しています。

この水循環の中で、私たちは、日々の暮らしや農業や工業など生産活動のために水を使っていますが、このような人の活動によって、水量の減少や水質の汚濁が起こり、周辺の環境や水生生物などにも影響を及ぼしています。

本県の河川・湖沼・海域等の公共用水域の水質は「水質汚濁防止法」等法令の整備・強化や下水道や農業集落排水の整備、合併処理浄化槽の設置促進等により、改善してきています。

しかし、印旛沼、手賀沼、東京湾など水の流動の少ない閉鎖性水域では、アオコの大量発生や赤潮などによる二次汚濁、貧酸素化や青潮の発生も見られ、環境基準値の達成には至っておりません。

このため、印旛沼・手賀沼については「湖沼水質保全計画」を、東京湾については「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」を策定し、各種対策を重点的に実施しています。

さらに、豊かで潤いのある生活や環境の実現のため、水環境の保全・回復に対する住民の関心が高まっており、水環境を水質の面からだけでなく、水量、水生生物、水辺を含めて総合的にとらえて、健全な水循環の維持・回復や水環境の保全・創造を目指す地域に根ざした様々な取組も行われています。

◎ 目指す環境の姿

河川・湖沼・海域ごとの特性に応じたそれぞれにふさわしい水環境が回復しています。

◎ みんなの行動指針

| | |
|------------|---|
| 県民 (家庭) | <ul style="list-style-type: none">○家庭でできる生活排水の対策を実行します。<ul style="list-style-type: none">・流しではろ紙袋等を使用します。・洗剤は適正量を使用します。○下水道処理区域内の未接続の家庭は下水道に接続し、単独処理浄化槽等を設置している家庭は、合併処理浄化槽へ転換します。○浄化槽を設置する場合は、高度処理型合併浄化槽の設置に努めます。○浄化槽を適正に維持管理します。 |
|------------|---|

| | |
|-------------------|---|
| | <p>○雨水の地下浸透など地下水涵養に協力します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸建の家庭においては、雨水が浸透する面積の確保に努めます。 ・雨水浸透施設の設置に協力します。 <p>○河川・湖沼等の美化などの環境保全活動に参加します。</p> <p>○節水に努め、水のムダ使いはしません。</p> |
| 市民活動団体 | <p>○河川・湖沼等の美化などの環境保全活動を実施します。</p> <p>○湧水の保全やその周辺の環境保全を呼びかけます。</p> |
| 事業者 | <p>○「水質汚濁防止法」等に定める基準を遵守し、水質汚濁物質の排出をできる限り削減します。</p> <p>○排水管理状況の公開を進めます。</p> <p>○浄化槽を適正に維持管理します。</p> <p>○節水に努め、水のムダ使いはしません。</p> <p>○事業活動の中で、低水質でも良い用途（水洗トイレ洗浄水等）については、生活排水や雨水などの再生利用の促進や下水処理水の利用を図ります。</p> |
| 市町村・県 (共通するもの) | <p>○「環境保全協定」に基づく汚染物質の排出抑制対策の徹底を図ります。</p> <p>○下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽などの整備を進めます。</p> <p>○環境学習などを通じて水質保全のための啓発を実施します。</p> |
| 市町村 | <p>○パンフレット等により家庭で実施する生活排水対策や浄化槽の適正管理の普及啓発等を行います。</p> <p>○地域での河川・湖沼等の清掃、水源地の保全、地下水の涵養などの取組を推進します。</p> |
| 県 | <p>○河川・湖沼等の水質等の測定を行い、結果をホームページ等で公表します。</p> <p>インターネットによる情報提供 公共用水域及び地下水の水質測定結果（「千葉県ホームページ」：www.pref.chiba.lg.jp⇒「環境・県土づくり」⇒「環境」⇒「水質・地質」⇒「公共用水域及び地下水の水質測定結果」）</p> <p>○印旛沼・手賀沼は「湖沼水質保全計画」、東京湾は「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」を策定し、これらの計画に基づき総合的・計画的に閉鎖性水域の水質の浄化を進めます。</p> <p>○法定検査の実施など浄化槽の維持管理に関する指導を徹底します。</p> |

◎ 県の施策展開

1. 工場・事業場等に対する対策の徹底【水質保全課】

(1) 法・条例による規制

- ・「水質汚濁防止法」及び「水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例」（いわゆる上乗せ条例）に基づく排水基準の遵守を、立入検査などを通じて徹底します。

(2) 指導

- ・「環境保全協定」により、法・条例よりも厳しい水質汚濁物質の排出削減の実施等を指導します。また、工場が生産施設等を新設、増設、変更する場合は、地元市も含めてその計画内容を事前に協議し、必要な指導を行います。
- ・工場立地等の各種開発行為について、事前に審査し、環境保全のための必要な対策を講じるよう指導します。

2. 生活排水対策の推進【水質保全課・下水道課・農地・農村振興課・廃棄物指導課】

- ・県全域を対象とした総合的な汚水処理の構想である「全県域汚水適正処理構想」（8年度策定、22年度見直し）に基づき、下水道、農業集落排水等、合併処理浄化槽などの汚水処理施設の整備を、地域の実情に併せ効率的に進めます。

3. 水質監視の実施【水質保全課】

- ・公共用水域の常時監視を実施し、環境基準の達成状況を確認するとともに、未達成水域の原因を検討し対策の推進を図ります。

4. 印旛沼・手賀沼における浄化対策の推進【水質保全課・県土整備部関係各課】

- ・閉鎖性水域の富栄養化対策として印旛沼及び手賀沼についてそれぞれ策定している湖沼水質保全計画を着実に推進します。
- ・「印旛沼流域水循環健全化計画」及び「手賀沼水循環回復行動計画」に基づき、行政と住民、市民活動団体、事業者が連携・協働する総合的な水環境保全の取組を推進します。

5. 東京湾流入汚濁負荷削減対策の推進【水質保全課・県土整備部関係各課】

- ・「総量削減計画」に基づき、国及び一都三県で連携して、県民とともにCOD、窒素、りん負荷量の削減を進め、流入河川及び東京湾の水質浄化を推進します。

6. 水質保全に向けた啓発事業の推進【水質保全課】

- ・家庭でできる浄化対策の普及等の水環境の保全に関する啓発を、市町村や市民活動団体と連携して、啓発イベントの実施やパンフレット等の配布などにより促進します
- ・水環境の保全に向けた環境学習を学校への出前講座等により実施します。

7. 水資源の有効利用【水政課・下水道課】

- ・水が有限で貴重な資源であることについて、県民の理解を深め、節水を促進します。
- ・低水質でもよい用途（水洗トイレ洗浄水、散水等）においては、生活排水や雨水などの再生利用の促進や下水処理水の利用を図ります。

◎ 関連する個別計画

○印旛沼に係る湖沼水質保全計画（第6期）（24年3月策定）

○手賀沼に係る湖沼水質保全計画（第6期）（24年3月策定）

湖沼水質保全特別措置法に基づき、汚れの著しい指定湖沼に指定された印旛沼及び手賀沼のそれぞれについて、総合的な浄化対策を進める計画です。双方の湖沼とも昭和62年に最初の計画が策定され、現在の計画は27年度を目標年度とする第6期目となります。

○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画

（24年2月策定）

水質汚濁防止法に基づき、東京湾の水質の改善を目指して、流入する汚濁負荷量を削減する対策を総合的に推進するための計画です。昭和55年に最初の計画が策定され、現在の計画は26年度を目標年度とする第7期目となります。

○手賀沼水循環回復行動計画（25年3月見直し）

「かつて手賀沼とその流域にあった美しく豊かな環境の再生」及び「環境基準の達成」を42年度の長期目標とし、県民、市民活動団体、事業者と行政が連携・協働して、生活排水等の負荷削減の取組をさらに強化するとともに、雨水浸透の促進や多様な生物の生息空間の保全など、総合的な水環境保全の取組を推進するための計画です。15年度に最初の計画が策定され、現在の計画は27年度を中期目標としています。

○印旛沼流域水循環健全化計画（22年1月策定）

「恵みの沼をふたたび」を基本理念に約20年後（42年）の印旛沼の再生を目標とした長期構想に基づき、流域住民や行政をはじめとする全ての関係者の役割分担を明確にした計画です。また、計画期間を5年ごとに区切り、各期で行動計画を策定することとしております。

○全県域污水適正処理構想（8年度策定、22年度見直し）

住みよいまち、きれいな水を未来に残すため、県全域を対象にした総合的污水処理構想です。地域の実情に合った適正な選択により下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の各種事業を推進し、污水処理人口普及率を計画処理人口割合で、中間目標年の36年度末で89.9%、更に最終目標では、100%まで引き上げることを目標とします。

◎ 計画の進捗を表す指標

| 項目名 | 現況（基準年度） | 目標（目標年度） |
|----------------------------|---|---|
| 河川・湖沼・海域の環境基準の達成率（BOD・COD） | 67.1% （18年度） 〔参考〕全国 86.3% （18年度） | 全国平均並みの達成率を確保します （30年度） |
| 印旛沼の水質 | 8.6mg/L （18年度 COD 年平均値） | 遊び泳げる、印旛沼とその流域★ ₁ の回復 （42年度） |
| 手賀沼の水質 | 7.9mg/L （18年度 COD 年平均値） | かつて手賀沼とその流域にあった美しく豊かな環境★ ₂ の回復 （42年度） |
| 東京湾の環境基準達成率 | 63.6% （18年度） | 向上させます （30年度） |
| 県全域の汚水処理人口普及率 | 79.7% （18年度） | <u>89.9%</u> <u>（36年度）</u> |

- ★1 印旛沼に係る湖沼水質保全計画（第6期）（24年3月策定）における水質改善の長期ビジョンであり、CODの測定値としては、年平均値で5mg/L程度が目標値となります。
- ★2 手賀沼に係る湖沼水質保全計画（第6期）（24年3月策定）における水質改善の長期ビジョンであり、CODの測定値としては、環境基準値（5mg/L：75%値）が目標となります。

第4節 良好な地質環境の保全

◎ 現況と課題

私たちの立つ大地は、大気や水とともに物質やエネルギーを循環させる役割を担うとともに、天然資源の保有、保水や地下水の形成、多種多様な生物の生態系の維持などの重要な役割も担っています。

このかけがえのない大地にも、様々な問題が生じています。

地盤沈下は、地下水の過剰採取、天然ガスかん水の採取などによって引き起こされ、建造物の損壊等の直接被害や低地帯化による洪水時の浸水等の間接被害など、生活環境に様々な影響を与えます。

ゆっくり進行するため被害が大きくなるまで公害として認識されにくい反面、被害が発生すると回復が困難であり、他の公害とは異なる側面を持っています。これまでの法・条例及び協定等による地下水及び天然ガスかん水の採取規制・指導等により、全体的には沈静化の傾向にあるものの、一部の地域においては未だ沈下が継続しています。

東日本大震災では、埋立地等において液状化―流動化が発生しましたが、この発生メカニズムについては十分な解明には至っていません。

地下水の水質では、揮発性有機化合物等に加え、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等による地下水汚染が問題になっています。

このため、県では「水質汚濁防止法」、「千葉県環境保全条例」に基づき地下水の水質監視、事業者指導、汚染確認地域での汚染機構解明調査・除去対策を実施するなど市町村と協力して対策に取り組んでいます。

土壌汚染については、全国で工場跡地の土壌汚染事例が数多く判明したことから、15年2月に「土壌汚染対策法」が施行され、22年4月に改正法が施行されたところであり、同法に基づき汚染された区域を明らかにするとともに、適正な措置が図られるよう土地所有者等に対して、指導を行っています。

◎ 目指す環境の姿

県の全ての地域で、安全で安心して暮らせる地質環境を守ります。

◎ みんなの行動指針

| | |
|------------|--|
| 県民 (家庭) | <ul style="list-style-type: none">○下水道処理区域内の未接続の家庭は下水道に接続し、浄化槽を設置する場合は、高度処理型合併処理浄化槽の設置を検討します。○庭や家庭菜園で肥料を過剰に使用しません。○雨水の地下浸透など地下水涵養に協力します。<ul style="list-style-type: none">・戸建の家庭においては、雨水が浸透する面積の確保に努めます。 |
|------------|--|

| | |
|-------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・雨水浸透施設の設置に協力します。 |
| 市民活動団体 | <ul style="list-style-type: none"> ○肥料の適正使用を呼びかけます。 ○雨水の地下浸透など地下水涵養を呼びかけます。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○法・条例及び環境保全協定を遵守し、地盤沈下を起こさないよう揚水を行うとともに、揚水量等を公開します。 ○「地盤沈下防止協定」に基づき、天然ガスかん水について、揚水量の削減や汲み上げたかん水を地下へ戻すことによる地上への排水量の削減を指導します。 ○原材料や廃棄物の適正管理などにより土壌汚染の防止を徹底します。 ○有害物質を使用する施設においては敷地内の土壌汚染状況調査を行い、有害物質による土壌、地下水汚染があった場合には健康被害の防止措置を速やかに実施します。 ○肥料を適正に使用します。 |
| 市町村・県 (共通するもの) | <ul style="list-style-type: none"> ○「環境保全協定」に基づき、採取状況報告等により地下水の採取抑制の徹底を図ります。 ○地下水汚染の機構解明を行い、原因者による浄化対策を指導します。 ○環境への負荷の少ない施肥技術の普及を図ります。 |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ○揚水量削減の指導を行います。 ○水源地の保全、地下水の涵養のため、雨水浸透施設の設置など地域からの取組を推進します。 ○揚水ばっ気やガス吸引等により、地下水汚染の浄化対策を実施します。 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ○県内の地下水の水質等の測定による水質の監視と測量による地盤沈下の状況把握を行い、その結果をホームページ等で公表します。 インターネットによる情報提供 公共用水域及び地下水の水質測定結果（「千葉県ホームページ」）： www.pref.chiba.lg.jp⇒「環境・県土づくり」⇒「環境」⇒「水質・地質」⇒「公共用水域及び地下水の水質測定結果」 ○立入検査等により法や条例の遵守状況の監視指導を行います。 ○協定に基づき事業者指導を行います。 ○市町村の行う浄化対策に対して技術的指導や財政的支援を行います。 |

◎ 県の施策展開

1. 地盤沈下対策の推進【水質保全課】

(1) 地盤沈下の状況監視

- ・精密水準測量により地盤変動状況を監視します。
- ・観測井により地下水位及び地層の収縮状況を監視します。

(2) 工場・事業場の揚水量の指導

- ・「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」及び「千葉県環境保全条例」に基づき、地下水の取水を規制します。
- ・「環境保全協定」に基づき、千葉市から富津市に至る臨海工業地帯では、地下水取水を可能な限り削減するよう指導します。
- ・「地盤沈下防止協定」に基づき、天然ガスかん水について、揚水量の削減や汲み上げたかん水を地下へ戻すことによる地上への排水量の削減を指導します。

(3) 液状化－流動化メカニズムの解明のための資料収集

- ・液状化－流動化メカニズムの解明のための基礎資料となる、液状化部分と非液状化部分の地層を連続的に把握するための地層断面調査、人工地層の地下水位を把握するための地下水位観測井の設置及び地下水位の観測を行います。

2. 地下水保全対策・土壌汚染対策の推進【水質保全課・農林水産部関係各課】

(1) 地下水の水質の監視

- ・全県の地下水監視井戸の水質調査を実施します。
- ・汚染が見られた井戸の水質監視を実施します。

(2) 地下水の汚染防止対策

- ・千葉県環境保全条例に基づき、工場・事業場に対し、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（特定物質）を含む汚水の地下浸透禁止の遵守、地下水及び土壌の定期検査の徹底を指導し、地下水・土壌汚染の未然防止に努めます。
- ・地下水の汚染防止のため、有害物質使用事業者に対し管理の徹底を指導します。
- ・硝酸性窒素・亜硝酸性窒素による地下水汚染について、地下水汚染状況調査等を実施し、汚染防止対策を推進します。
- ・土壌診断を行うことなどにより適正な施肥による生産性の向上を図り、過剰施肥による環境への負荷を低減させます。

(3) 汚染地下水の浄化対策の推進

- ・汚染の状況及び汚染機構を調査するとともに、市町村が実施する汚染の状況に応じた浄化対策を支援します。

(4) 土壌汚染対策の実施

- ・土壌汚染対策法に基づき土地の所有者が実施する調査により、環境省の定める基準に適合しないことが判明した土地については、要措置区域等として指定するとともに、土地所有者に対して汚染の除去等の適切な措置を行うよう指導します。

◎ 計画の進捗を表す指標

| 項目名 | 現況（基準年度） | 目標（目標年度） |
|---------------|---|----------------------------|
| 2 cm以上の地盤沈下面積 | 11.7k m ² (18年度) | 無くします (早期達成) |
| 地下水の環境基準達成率 | 84.2% (18年度) 〔参考〕全国平均 93.2% (18年度) | 全国平均並みの達成率を確保します (30年度) |

第5節 化学物質による環境リスクの低減

◎ 現況と課題

私たちの日常生活や事業活動において使用される化学物質は、近年の先端産業の進展等により、ますますその種類も量も増加しています。

化学物質は多くの有益性がありますが、その反面、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすものがあり、近年の調査・研究の進展から、いくつかの化学物質は、低濃度・低用量であっても長期間の摂取により、健康への影響をもたらすことが明らかになっています。

化学物質による健康への影響や環境中での挙動等は複雑で、必ずしも科学的な知見が十分に整っているとは言えませんが、対応が遅れることのないよう努め、環境への汚染を未然に防止しなければなりません。

特に、本県は、京葉臨海部に大規模なコンビナートを有していることに加え、今後も、先端産業の立地が予想されることから、化学物質に対する対策は重要です。

このため、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれ（環境リスク）のある化学物質の排出量や移動量を公表する「PRTR 制度」や「千葉県化学物質環境管理指針」を活用して、事業者による化学物質の適正管理の徹底を図るとともに、県民の化学物質に関する情報共有や理解を促進し、社会全体として、化学物質による環境リスクを低減していく必要があります。

また、身近な問題では、家庭用殺虫剤や農薬の過度な使用について、環境への影響を懸念する声もあることから、その使用の一層の適正化が求められています。

なお、過去大きな社会問題となったダイオキシン類については、対策の実施により排出量が年々減少し、現在、人に対する急性毒性を起こすことは考えにくい状況ですが、排出の削減を引き続き進めていく必要があります。

◎ 目指す環境の姿

化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、化学物質の排出抑制・適正な管理と、様々な主体における化学物質に関する情報の共有化が進んでいます。

◎ みんなの行動指針

| | |
|---------------------------|---|
| <p>県民 (家庭)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○化学物質の情報をもとに、排出の現状や環境リスクへの理解を深めます。 ○日常生活において化学製品を適正に使用します。 <ul style="list-style-type: none"> ・庭や家庭菜園などで殺虫剤・除草剤等を適正に使用します。 ○使用済乾電池、蛍光灯などの有害ごみの分別を徹底します。 ○ダイオキシン類の発生防止のため、違法なごみの野外焼却を行いません。 |
| <p>事業者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○PRTR 制度により、対象となる化学物質の環境への排出量等を把握して届け出るとともに、環境リスクを評価し排出抑制に取り組むなど、自主的に環境影響の軽減に努めます。 ○漏洩時の対策を策定し、安全の確保を図ります。 ○住民との化学物質に係るリスクコミュニケーションを図るため、環境対話集会の開催などに努めます。 ○殺虫剤・除草剤等を適正に使用します。 ○「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、排出ガス、排出水等の基準を遵守するとともに、自主測定します。 |
| <p>市町村・県 (共通するもの)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○住民と事業者との化学物質に係るリスクコミュニケーションを促します。 ○化学物質やダイオキシン類の環境濃度を調査します。 ○道路の植栽帯や公共施設の敷地において、殺虫剤・除草剤等を適正に使用します。 |
| <p>市町村</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○日常生活における化学製品の適正使用などを、住民へ呼びかけます。 |
| <p>県</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○PRTR 制度で得られたデータをもとに、優先的な取組が必要な物質を定め、対策の進捗状況を把握します。 ○事業者に対し、環境リスクの評価や排出抑制対策の実施、漏洩時の対策の策定や管理体制の構築などを指導します。 ○県ホームページ等を通じ、化学物質の情報について、県民へわかりやすく、提供します。 <ul style="list-style-type: none"> インターネットによる情報提供 化学物質の管理（「大気保全課ホームページ」： http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/index.html→「化学物質の管理」） ○化学物質について、新たな知見の収集や調査研究を行います。 |

◎ 県の施策展開

1. 化学物質の自主的な管理の促進【大気保全課】

- ・PRTR 制度により、有害なおそれのある化学物質について、事業者から届け出された環境への排出量等を集計・公表するとともに、事業者における自主的な管理の改善を促進します。また、PRTR データを活用し、優先的な取組が必要な物質を定め、対策の進捗状況を把握します。
- ・「千葉県化学物質環境管理指針」に基づき、環境リスクの評価・排出抑制対策・漏洩時の対策・管理体制などについて、事業者にも周知を図るとともに、環境リスク評価手法を提供し、安全の確保を図ります。
- ・住民と事業者との化学物質に係るリスクコミュニケーションを図るため、セミナー等を開催するとともに、マニュアルを作成し、環境対話集会の開催を促します。
- ・県ホームページ等を通じ、県民ガイドブックなどにより、県民へわかりやすく、化学物質の情報を提供します。

2. 化学物質の常時監視と調査研究の充実【大気保全課・環境研究センター等】

- ・ベンゼンなどの環境リスクが高いと考えられる化学物質について、一般大気環境中の濃度を常時監視し、環境基準や環境省が定める指針値の達成状況を把握します。
- ・化学物質に係る知見については、必ずしも十分な状況ではないため、関係する研究機関との連携を図り、新たな知見の収集や調査研究に努め、リスク管理体制の構築を図ります。

3. 農薬等の適正使用等【大気保全課・安全農業推進課・建築指導課】

- ・農薬取締法に基づいて、農薬の適正使用を推進します。
- ・農業生産における殺虫剤・除草剤等の適正な使用を促進し、安全な農作物を消費者に提供するとともに良好な生活環境を守ります。
- ・県民や事業者への啓発周知により、家庭や宅地で用いられる殺虫剤・除草剤等の適正な使用を促進します。
- ・建築基準法で定める化学物質の使用規制の遵守を徹底すること等により、建築物におけるシックハウスの未然防止を図ります。

4. ダイオキシン類対策の推進【大気保全課・水質保全課】

- ・「ダイオキシン類対策特別措置法」の定める特定施設について、排出ガス、排水等の基準の遵守を、立入検査などを通じて徹底します。
- ・「千葉県ダイオキシン類常時監視計画」を毎年度策定し、一般大気環境、公共用水域、地下水、土壌中の濃度を測定し、環境基準の達成状況を把握します。

◎ 計画の進捗を表す指標

| 項目名 | 現況（基準年度） | 目標（目標年度） |
|--------------|--|--------------------------|
| 化学物質の環境基準達成率 | ベンゼン★ 100% トリクロロエチレン、テトラクロ ロエチレン、ジクロロメタン★ 100% ダイオキシン類 （一般大気環境 100%） （公共用水域水質 98.9%） （公共用水域底質、地下水、土壌 100%） （18年度） | 100%達成 （毎年度） |
| 有害化学物質の届出排出量 | 約9千トン （17年度） | 前年度より減少 させます （毎年度） |

★ ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンは一般大気環境における環境基準の達成率を示しています。

第6節 放射性物質による環境汚染への対応

◎ 現況と課題

東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故は本県に様々な影響を及ぼしました。

具体的には、事故直後に上水道中の放射性ヨウ素が乳児の飲用摂取に係る国の指標値を超え、乳児の飲用を控えるようお願いする事態となりました。

また、本県にも空間放射線量の比較的高い地域が存在することが判明し、放射性物質の除染が大きな問題となりました。

さらに、上下水道施設や一般廃棄物処理施設から発生する汚泥や焼却灰からも、放射性物質が検出されました。

そこで県では、原発事故に伴う環境汚染等に対する施策の方向性を示すため、「東京電力福島第一原子力発電所事故に係る対処方針」を策定し、放射線量の監視体制の継続や、除染等の措置の円滑な推進、放射性物質を含む汚泥や廃棄物への対応などについて様々な対処を講じているところです。

◎ 目指す環境の姿

環境中の放射線及び放射性物質に対する県民の安全と安心が確保されています。

◎ みんなの行動指針

| | |
|---|---|
| 県 | <ul style="list-style-type: none">○県管理施設等の空間放射線量を適宜測定するとともに、新たに除染措置が必要となった場合には、適切に対応していきます。○インターネット等により、県内の放射性物質に関する情報提供を行います。 放射線・放射能関連情報-東日本大震災（「千葉県ホームページ」：www.pref.chiba.lg.jp⇒「放射線・放射能関連情報-東日本大震災」）○放射性物質に関する一般的事項や、県の施策等について、県民の皆さまからのお問い合わせに対応するため、電話窓口による相談受付を行います。 放射能に関する総合電話窓口 043-223-3406○空間放射線量を県内8箇所のモニタリングポストで測定し、その結果を県ホームページを通じて、リアルタイムで提供します。 インターネットによる情報提供 空間放射線量等測定結果（「大気保全課ホームページ」：http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/index.html ⇒ モニタリングポストによる空間放射線量の測定について）○各地域振興事務所にサーベイメータを整備し、市町村等に貸与します。○大気浮遊じん、降下物、上水等の核種分析を行い、環境中の放射性物質の状況を把握します。○公共用水域の水質及び底質について、放射性物質モニタリング調査を実施し公表していきます。○県内の海水浴場等について、海水中の放射性物質測定を実施し公表していきます。○国や市町村等と連携して、県内の廃棄物処理の円滑化を図ります。 |
|---|---|

◎ 県の施策展開

1. 大気・河川・湖沼・海域等のモニタリング調査【大気保全課・水質保全課】

県内8箇所のモニタリングポストで、大気環境中の空間放射線量の常時測定を行い、公表していきます。また、サーベイメータによる空間放射線量の定点測定のほか、市町村に対するサーベイメータの貸し出しなどを行っていきます。

国が行うモニタリング調査に協力していきます。また、公共用水域において必要に応じ県独自のモニタリング調査を行い公表していきます。

2. 県管理施設等の除染及びモニタリング【防災政策課】

県管理施設等の空間放射線量を適宜測定するとともに、新たに除染措置が必要となった場合には、適切に対応していきます。

3. 放射性物質を含む廃棄物への対応【資源循環推進課】

放射性物質濃度が8,000Bq/kgを超える指定廃棄物の処理が円滑に図られるよう、今後とも国に対し協力していくとともに、一時保管を行っている市町村等を支援します。

8,000Bq/kg以下の廃棄物についても、処理方法や安全性についての国民的な理解を得るよう、引き続き国に対し働きかけていきます。

◎ 計画の進捗を表す指標

| 項目名 | 現況（基準年度） | 目標（目標年度） |
|---------|-----------------------------------|---|
| 空間放射線量率 | 0.025～0.126 μ Sv/h★ (25年度) | 国が定める除染等の措置等の実施要件未満の状態 (毎年度) [参考] 除染等の措置等の実施要件 0.23 μ Sv/h |

★モニタリングポストによる測定値